

平成 26 年第 2 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第 54 号

佐伯市税条例等の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、法人市民税法人税割の税率の引下げに係る規定の整備、軽自動車税の税率の引上げに係る規定の整備、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長についての規定の整備、浸水防止用設備等についての固定資産税の課税標準の特例措置の創設等に係る規定の整備、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る固定資産税の減額措置の創設に係る規定の整備をするほか、所要の改正を行おうとするものである。

(主な改正の内容)

◎法人市民税法人税割の税率の引下げ〔平成 26 年 10 月 1 日施行〕

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の一部が地方法人税として国税化され、地方交付税の原資とされる。これに伴い、法人市民税法人税割の税率を 14.7%から 12.1%に引き下げる。

◎軽自動車税の税率の引上げ〔平成 27 年 4 月 1 日施行〕

平成 27 年度以降に新たに取得される軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)の税率を、自家用乗用車にあつては 1.5 倍に、その他の区分の車両にあつては約 1.25 倍にそれぞれ引き上げる。原動機付自転車及び二輪車の税率を約 1.5 倍(最低 2,000 円)に引き上げる。また、軽自動車税についてもグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した軽四輪車等に対して、平成 28 年度から標準税率の約 20%の重課税率を適用する。

車種区分			標準税率		重課税率
			現行	改正後	
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
原動機付 自転車	50cc 以下		1,000 円	2,000 円	
	50cc 超 90cc 以下		1,200 円	2,000 円	
	90cc 超 125cc 以下		1,600 円	2,400 円	
	ミニカー		2,500 円	3,700 円	

軽二輪（125cc 超 250cc 以下）	2,400 円	3,600 円	
小型二輪（250cc 超）	4,000 円	6,000 円	

◎肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長〔公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用〕

肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を3年間（平成30年度まで）延長する。

◎固定資産税の課税標準の特例措置の創設・拡充（わがまち特例の導入）〔公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用〕

○浸水防止用設備及びノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器）について、課税標準の特例措置を定める。

- ・浸水防止用設備に対して講じる特例措置（5年度分）を創設し、特例措置の割合を地方税法で定める国の基準と同じ3分の2とする。
- ・ノンフロン製品に対して講じる特例措置（3年度分）を創設し、特例措置の割合を地方税法で定める国の基準と同じ4分の3とする。

○公害防止施設・設備に係る課税標準の特例措置に、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年間延長する。

- ・水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設の特例措置の割合を地方税法で定める国の基準と同じ3分の1とする。
- ・大気汚染防止法に規定する指定物質排出抑制施設及び土壌汚染対策法に規定する特定有害物質排出抑制施設の特例措置の割合を地方税法で定める国の基準と同じ2分の1とする。

◎耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る固定資産税の減額措置の創設〔公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用〕

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する家屋のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することが証明された場合、改修工事完了年の翌年度から2年度分、固定資産税額の2分の1を減額する。

議案第55号

佐伯市税特別措置条例の一部改正について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、同意集積区域内における固定資産税の課税免除に係る適用期間を2年間延長しようとするものである。

議案第56号

佐伯市火災予防条例の一部改正について

（議案書9ページ）

平成 25 年 8 月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、同じような事故を防止するため、消防法施行令の一部改正に伴い、対象火気器具等の取扱いに関する規定を整備するほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるための規定の整備をしようとするものである。

議案第 57 号

訴訟事件の和解について

平成 23 年 4 月 26 日付けで大分地方裁判所に佐伯市が提訴した損害賠償請求事件(国道 326 号における光ファイバーケーブル及び同軸ケーブル切断事故復旧費賠償請求事件)について、福岡高等裁判所の和解提案の内容に従って和解しようとするものである。

事 件 名:平成 23 年 3 月 25 日議決に係る福岡高等裁判所に係属中の平成 25 年(ネ)第 935 号損害賠償請求控訴事件(第 1 審:大分地方裁判所 平成 23 年(ワ)第 631 号損害賠償請求事件)

相 手 方:東京都江東区木場 5 丁目 5 番 2 号 (株) エスワイプロモーション
代表取締役 加藤貴之(使用者)
宮崎県西都市大字荒武 346 番地 2 後藤一彦(運転手)

事件の概要:平成 20 年 7 月 19 日、佐伯市宇目大字小野市の国道 326 号で相手方の運転手が運転するトレーラーが対向車と接触した後、道路横の電柱をなぎ倒し、その電柱に敷設していた本市所有のケーブルテレビの光ファイバーケーブル等を損壊させ、本市に損害を与えた。

トレーラーと対向車の過失割合に関する交渉が不調に終わり、本市は相手方に対し損害賠償請求を行ったが、相手方がこれに応じないため、平成 23 年 3 月議会で議決を得て、大分地方裁判所に提訴した。第 1 審では、本市を含む原告側 4 者の勝訴となったが、相手方がこれを不服として平成 25 年 9 月 26 日付けで福岡高等裁判所に控訴を提起したものである。

和解の内容:①控訴人らは、被控訴人佐伯市に対し、解決金として 365 万 335 円の連帯支払義務があることを認める。

②控訴人らは、被控訴人佐伯市に対し、連帯して前項の金員を、平成 26 年 月末日限り、被控訴人佐伯市の指定する口座に振り込む方法により支払う。

③被控訴人佐伯市は、その余の請求をいずれも放棄する。

④控訴人らと被控訴人佐伯市は、控訴人らと被控訴人佐伯市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

⑤訴訟費用は、第 1、2 審を通じて各自の負担とする。

議案第 58 号

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について（東浜）

佐伯港女島地区国際物流ターミナル（水深 14m岸壁）整備事業の公有水面埋立工事のしゅん功により、新たに生じた土地を確認するとともに、町の区域に編入しようとするものである。

新たに生じた土地：東浜 11446 の 2 の地先の公有水面埋立地

当該土地の用途：ふ頭用地

当該土地の面積：22,982.70 m²

編入する町：東浜

議案第 59 号

佐伯市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について

市民の生活環境及び事業活動に係る環境の保全に資することを目的として、ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に行われるための措置に関し、新たに条例の制定を行おうとするものである。

条例では、霊園の設置について許可制とし、事前協議、標識の設置、住民との協議や公衆衛生上の見地からの許可基準の設定、工事の完了届と市長による検査、命令、廃止の許可などの規定を定めた。また、火葬炉を搭載した車で火葬を市内で行うものに対し届出を行うよう、移動火葬事業の届出についても定めた。

議案第 60 号

佐伯市子ども・子育て会議条例の一部改正について

佐伯市子ども・子育て会議に佐伯市次世代育成支援対策地域協議会の機能を付加することにより、当該会議を本市の児童福祉に関する施策等について包括的な審議等を行うことができる機関とするため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 61 号

財産の売却について（西浜工場用地）

地域企業の経営の安定に寄与し、もって地域雇用の確保と地域経済の活性化を図るため、土地を売却しようとするものである。

◎ 売却する土地：佐伯市西浜 10897 番 19 雑種地 56,124 m²のうち 10,000.02 m²

◎ 売却の相手方：東京都中央区京橋一丁目 19 番 11 号

株式会社NIPPON 代表取締役社長 水島和紀

◎ 売却の目的：当該企業が本市に所有する工場の老朽化及び規模拡張に伴う移転先用地として市有地を売却することにより、当該企業の経営安定に寄与し、もって地域雇用の確保と地域経済の活性化を図るため。

◎ 売却の方法：随意契約

◎ 売却予定価格：80,000,000 円

議案第 62 号

佐伯市有明遊漁センター管理棟等条例の一部改正について

佐伯市有明遊漁センター管理棟及びトイレ棟の名称及び設置目的並びに当該施設の管理を行う指定管理者の管理指定期間を改めようとするものである。

本市の指定管理者制度の運用指針において、指定管理者の管理指定期間は原則として5年間に統一することとしている。当該施設の指定管理者の管理指定期間の満了に合わせて、平成 27 年 4 月 1 日から指定管理者の管理指定期間を「10 年間」から「5 年間」に改める。

議案第 63 号

佐伯市鶴見農産物等直売施設条例の一部改正について

議案第 62 号と同様の議案である。

佐伯市鶴見農産物等直売所の指定管理者の管理指定期間の満了に合わせて、平成 27 年 4 月 1 日から指定管理者の管理指定期間を「10 年間」から「5 年間」に改めようとするものである。

議案第 64 号

佐伯市固定資産評価員の選任について（候補者阿部俊二）

地方税法第 404 条第 2 項の規定により、固定資産評価員は、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て、選任することとされている。

平成 26 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、前課税課長の大濱幸壽（おおはま ゆきひさ）評価員が退任したため、新たに現課税課長の阿部俊二（あべ しゅんじ）氏を評価員に選任することについて、議会の同意を求めるものである。

諮 問

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者高志勇二郎）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

佐伯市の人権擁護委員のうち高志勇二郎（たかじ ゆうじろう）委員の任期が平成 26 年 9 月 30 日で満了するため、同氏を再度推薦しようとするものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者丸山祥永）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち法華津和彦（ほけつ かずひこ）委員の任期が平成 26 年 9 月 30 日で満了するため、新たに丸山祥永（まるやま しょうえい）氏を推薦しようとするものである。

専決処分の報告

報告第 15 号

佐伯市税条例の一部改正について

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、佐伯市税条例の一部改正について、平成 26 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法の一部改正により、本条例の規定において引用している地方税法の該当条項が繰り上げられたこと等に伴い、関係条文の整理を行った。

報告第 16 号

佐伯市都市計画税条例の一部改正について

報告第 15 号と同様に、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、平成 26 年 3 月 31 日付けで専決処分したので議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法の一部改正に伴い、関係条文の整備を行った。

報告第 17 号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について

報告第 15 号と同様に、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、平成 26 年 3 月 31 日付けで専決処分したので議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を行うため、関係条文の整備を行った。

（主な改正の内容）

（1）後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を次のように改めた。

区 分	改正前	改正後
後期高齢者支援金等課税額	14 万円	16 万円
介護納付金課税額	12 万円	14 万円

(2) 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を次のように拡大した。

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者数に世帯主を含めることにより、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げた。

改正前	改正後
基準額 33 万円 + 24.5 万円 × (被保険者数 - 世帯主)	基準額 33 万円 + 24.5 万円 × 被保険者数

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗じる金額を 35 万円から 45 万円に引き上げることにより、軽減対象となる所得基準額を引き上げた。

改正前	改正後
基準額 33 万円 + 35 万円 × 被保険者数	基準額 33 万円 + 45 万円 × 被保険者数

報告事項

第 13 号報告

佐伯市土地開発公社の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、佐伯市土地開発公社の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 14 号報告

佐伯市障がい者計画（第 2 次）の策定について

佐伯市障がい者計画（第 2 次）を策定したので、障害者基本法第 11 条第 8 項の規定により、報告するものである。